

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年4月8日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦 夫

協議第19号 投票区の見直し・開票所の選定について（継続）

投票区の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第22号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

- (1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。
- (2) 部落有林等（純部落有林を除く。）については、実態を調査し新市に引き継ぐものとする。
- (3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。
普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第23号 一般職員の身分の取扱いについて

一般職の身分については、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項により、すべて新市の職員として引継ぐものとする。
- (2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併まで新規採用を控えるとともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。
- (4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認

協議第24号 特別職等の身分の取扱いについて

- (1) 市長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。(14年1月3日確認)
- (2) 三役及び教育長の人数、任期については、各法令の定めるところによる。合併時の給料は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (3) 市議会議員及び農業委員会の委員の合併時の報酬額は、市議会議員については阿蘇町の例により、農業委員会の委員については波野村の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (4) 教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。合併時の報酬額は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別報酬等審議会において検討する。
- (5) 附属機関及びその他の特別職については、新市において設置の必要性があるものは、新市において新たに設置する。人数、任期、報酬額については、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。

平成 年 月 日確認

協議第25号 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。
- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

《新市における組織・機構の整備方針》

新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ合併の効果を最大限にいかすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備する。

市民の声を適正に反映することができる組織・機構

市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構

責任の所在が明確な組織・機構

指揮命令系統がわかりやすい組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

行政課題に即応できる組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

緊急時に即応できる組織・機構

平成 年 月 日確認

協議第26号 消防団の取扱いについて

- (1) 4町村の消防団は、合併時に統合する。
- (2) 団員定数については、合併直前の定数を新市に引き継ぐ。
- (3) 班長以上幹部の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 消防団の組織は、合併までに再編する。

平成 年 月 日確認

協議第27号 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

- (1) 各種協議会・委員及び専門職員等の配置等については新市において組織の再編、設置、検討を行い、取り組むものとする。
- (2) 隣保館・集会所等の関係施設については、引続き新市において管理運営を行うものとする。
- (3) その他人権教育・同和対策事業関係については、国、県、他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。

平成 年 月 日確認

協議第28号 保育事業の取扱いについて

- (1) 保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。また、徴収金基準額については、合併までに統一に向け調整する。
- (2) 公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。
- (3) 保育業務の取扱等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第29号 その他の福祉事業の取扱いについて（社会福祉協議会等）

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおり実施するものとする。

- (1) 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき合併時に統合する。なお、統合に当たっては、社会福祉協議会合併協議会を設置し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整するものとする。

また、新市は社会福祉協議会と協力し、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう福祉の充実に努める。

- (2) 合併時の民生・児童委員会は、旧町村で厚生労働大臣より委嘱され、在任期間を有する委員で構成する。なお、任期満了後の委員定数は、新市の世帯数による県の配置基準に基づき、新市において知事と協議する。ただし、活動

内容等については、新市において調整する。

(3) 災害見舞金については、合併時に統一を図る。

(4) 慰霊祭については、合併までに運営方法について調整し、阿蘇町方式で統一を図る。

平成 年 月 日確認

協議第29号 - 2 その他の福祉事業の取扱いについて（敬老会等）

(1) 敬老会については、新市においても引き続き実施する。なお、内容については新市において調整する。

(2) 老人クラブ助成金は、新市で補助基準を新たに設定し支給する。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年4月8日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とする。

慣行の取扱いについて

- (1) 市民憲章については、新市において協議し制定する。
- (2) 新市の花・木・鳥については、それぞれ新市において、公募等により制定する。
- (3) 名誉町村民制度については、合併後に新市において制度を統一する。現在の名誉町村民は、新市に引き継ぐ。
- (4) その他の表彰制度については、新市において制度を検討する。

社会教育関係の取扱いについて

- (1) 生涯学習講座については、住民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。
- (2) 生涯学習活動の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。
- (3) 社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については、合併までに調整する。
- (4) 公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については合併までに検討する。
- (5) 合併後、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。

- (6) 社会体育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。
- (7) 成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。
- (8) 合併後、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。
- (9) 各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。
- (10) 各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も開放するものとし、使用料等については合併までに調整する。